

短答式試験問題集 [公法系科目]

[公法系科目]

〔第1問〕(配点：3)

「法の支配」の原理に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に〔No. 1〕から〔No. 3〕)

- ア. 「法の支配」は、「人による支配」を排斥し、権力を「法」で拘束することによって国民の権利・自由を保障することを目的とする原理である。〔No. 1〕
- イ. 「法の支配」は、「法律による行政」の原理を意味するものであり、その法律自体の内容は問わない原理である。〔No. 2〕
- ウ. 日本国憲法も、憲法の最高法規性、基本的人権の保障、特別裁判所の設置の禁止、そして裁判所による違憲立法審査権等からして、「法の支配」の原理に立脚しているといえる。〔No. 3〕

〔第2問〕(配点：2)

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、〔No. 4〕)

- ア. 外国人の場合には、我が国との関係が日本国民とは異なるので、日本国民に比べて裁判を受ける権利の保障の程度に差を設けることも許される。
 - イ. 法人は、現代社会におけるその役割の重要性からすると、全ての人権について、自然人と同程度の保障を受ける。
 - ウ. 未成年者は、精神的・肉体的に未成熟なことから、成人とは異なった特別の保護を必要とする場合があり、このような趣旨から、憲法は児童の酷使を禁止している。
1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

〔第3問〕(配点：3)

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に〔No. 5〕から〔No. 7〕)

- ア. 日本国籍は重要な法的地位であり、父母の婚姻による嫡出子たる身分の取得は子が自らの意思や努力によっては変えられない事柄であることから、こうした事柄により国籍取得に関して区別することに合理的な理由があるか否かについては、慎重な検討が必要である。〔No. 5〕
- イ. 非嫡出子という身分は子が自らの意思や努力によって変えることはできないから、嫡出性の有無による法定相続分の区別の合理性については、立法目的自体の合理性及び当該目的と手段との実質的関連性についてより強い合理性の存否を検討すべきである。〔No. 6〕
- ウ. 尊属殺という特別の罪を設け、刑罰を加重すること自体は直ちに違憲とはならないが、加重の程度が極端であって、立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、これを正当化し得べき根拠を見出し得ないときは、その差別は著しく不合理なものとして違憲となる。〔No. 7〕

〔第4問〕（配点：2）

憲法第19条の保障する思想・良心の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.8〕）

ア．企業が従業員に対して特定政党の党员か否かを調査することは、当該調査の必要性があり、不利益な取扱いのおそれがあることを示唆せず、強要にわたらない限り、許容される。

イ．裁判所が謝罪広告を強制しても、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明するにとどまる場合は、良心の自由を不当に制限することにはならない。

ウ．中学校の内申書にその学校の全共闘を名乗って機関紙を発行したなどと記載した場合、それ自体は客観的な事実であっても、その記載に係る外部的行為から一定の思想信条を了知し得る。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第5問〕（配点：2）

信教の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.9〕）

ア．生徒が自らの信仰に基づき、その通学する公立校で義務付けられている授業の履修を拒んだため不利益処分を受けることになっても、公教育が特例なしに実施されるべきであることに鑑み、その不利益の内容や程度に関わりなく、これを受忍しなければならない。

イ．僧侶がその業務として遂行した行為の結果、刑法上の犯罪構成要件に該当することになった場合、その行為の目的や内容に宗教上の意義が認められるときは、たとえそれが著しく社会的妥当性を欠くものであっても、正当な業務行為として処罰の対象とはならない。

ウ．宗教法人が法令に違反して著しく反社会的な行為を組織的に行ったため、裁判所から宗教法人法所定の解散命令を受け、法人格を失った宗教団体やその信者が宗教上の行為を継続する上で支障が生じても、その支障は間接的で事実上のものにとどまるので、やむを得ない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第6問】(配点：3)

憲法第21条第2項前段の「検閲」に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に【No.10】から【No.12】)

- ア. a. 名誉毀損のおそれのある記事を掲載した書籍の販売等を、裁判所の仮処分により事前差止めするのは、「検閲」に該当しない。
b. 「検閲」の解釈に当たっては、過去に検閲が行政権により濫用されたという歴史的経緯を踏まえる必要がある。【No.10】
- イ. a. 外国で出版済みの書籍について、輸入禁制品である「公安又は風俗を害すべき書籍」に該当するか否かを税関が検査するのは、「検閲」に該当しない。
b. 「検閲」は、表現の自由に対する制約という側面と、この自由と一体をなす知る権利に対する制約という側面がある。【No.11】
- ウ. a. 受刑者の逃走防止等を目的として、その発信しようとする信書の内容を刑務所長が事前に検査するのは、「検閲」に該当しない。
b. 「検閲」の禁止は、国民に対する関係では、絶対的に禁止されるが、特殊の法律関係にある者については、異なる取扱いが認められる。【No.12】

【第7問】(配点：2)

知る権利や表現の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、【No.13】)

- ア. 表現の自由は、公立図書館に自己の著作物の収蔵を求めることまで保障するものではないから、公立図書館で閲覧に供された図書を職員が著作者の思想や信条を理由として廃棄することは、その思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものとはいえない。
- イ. 放送事業者は、限られた電波の使用の免許を受けた者であって、公的な性格を有するものであり、放送による権利侵害や放送された事項が真実でないことが判明した場合に訂正放送が義務付けられているが、これは視聴者に対し反論権を認めるものではない。
- ウ. 集団行動を法的に規制する場合、表現の自由の保障に可能な限り配慮する必要があるため、集団行動が行われ得るような場所を包括的に掲げたり、その行われる場所のいかんを問わないものとしたりすることは許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第8問】(配点：2)

学問の自由や大学の自治に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.14])

ア. 教授の自由の保障は、その沿革上、高等教育の場である大学に限られ、普通教育の場における教師の教授の自由は、学問の自由やその他の憲法上の自由として保障されているわけではない。

イ. 大学は、自治権を有し、その施設及び学生の管理に関して自主的に決定する権利を有することから、警察は、大学の了解なしには大学構内において令状に基づく犯罪捜査を行うことはできない。

ウ. 大学教授が授業中に行ったその所属学部の執行部への批判を理由として、当該学部が当該教授の授業開講を認めない措置を採るような場合には、学問の自由と大学の自治とが対立的な関係に立つ。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第9問】(配点：3)

職業の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No.15]から[No.17])

ア. 酒類販売の免許制に関する立法事実が変化しているので、当該免許制の合憲性は厳格度を高めた基準で審査されるが、酒税法が定める免許基準は依然として合理性を有する。[No.15]

イ. 特定産業における経営の安定を目的とする生糸の輸入制限は、零細な他の産業に犠牲を強いることになるので、その合憲性は慎重に審査されるが、著しく不合理とはいえない。[No.16]

ウ. 登記制度が国民の権利義務等に重大な影響を及ぼすことなどから、原則として司法書士に登記業務の独占を認める職域規制は、公共の福祉に合致した合理的な規制である。[No.17]

【第10問】(配点：3)

社会保障制度の合憲性をめぐる理由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No.18]から[No.20])

ア. 限られた財源の下で福祉の給付を行うに当たり、国が自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されるが、特別永住者について障害福祉年金の支給対象から一切除外することは、不合理な差別となる。[No.18]

イ. 障害基礎年金の受給に関し、保険料の拠出要件を緩和するか否かは国の財政事情等に密接に関連するから、保険料負担能力のない20歳以上60歳未満の者のうち学生とそれ以外の者との間に障害基礎年金の受給に関し差異が生じていたとしても、不合理とはいえない。[No.19]

ウ. 生活保護法に基づいて生活保護を受けるのは、単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく、法的権利であるから、保護基準の改定(老齢加算の廃止)に基づく保護の不利益変更は、その改定自体に正当な理由がない限り違法となる。[No.20]

〔第11問〕（配点：2）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）に基づき裁判官以外の者が構成員となった裁判体によって裁判が行われる制度（以下「裁判員制度」という。）の合憲性について判断した最高裁判所の判決（最高裁判所平成23年11月16日大法廷判決，刑集65巻8号1285頁）に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，〔No.21〕）

ア．憲法が採用する統治の基本原理や刑事裁判の諸原則，憲法制定当時の歴史的状況を含めた憲法制定の経緯及び憲法の関連規定の文理を総合的に検討すれば，憲法は一般的に国民の司法参加を許容しているといえる。

イ．裁判員法が規定する評決制度の下で，裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても，憲法が国民の司法参加を許容し，裁判員法が憲法に適合するようにこれを法制化したものである以上，憲法第76条第3項には反しない。

ウ．裁判員制度は，参政権と同様の権限を国民に付与するものではないが，辞退制度や旅費・日当の支給等の経済的措置を講じていることを考慮すれば，裁判員の職務は憲法第18条の「苦役」に当たらない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第12問〕（配点：3）

天皇の国事行為及び内閣の助言と承認に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に〔No.22〕から〔No.24〕）

ア．国事行為のうち，その行為自体が名目的・儀礼的なものであっても，天皇は，自らの判断に基づき，内閣の助言と承認を拒むことは許されない。〔No.22〕

イ．憲法は，天皇の無答責を明文で規定していないので，内閣の助言と承認のもとで行われた天皇の国事行為であっても，内閣の責任のほかに天皇が責任を負うことがあり得る。〔No.23〕

ウ．国政に関する権能を天皇に付与しない限り，憲法で定められている国事行為以外の行為について，新たな国事行為として法律で定めることも許される。〔No.24〕

〔第13問〕（配点：3）

選挙に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に〔No.25〕から〔No.27〕）

ア．公職選挙法は，投票を得るなどの目的で戸別訪問をすること自体を禁止しているが，選挙運動の重要性に照らすと，その禁止の範囲は憲法に適合するよう限定して解釈しなければならない。〔No.25〕

イ．いわゆる立候補の自由は，選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり，自由かつ公正な選挙を維持する上で極めて重要であるとして，憲法第15条第1項によって保障されていると解すべきである。〔No.26〕

ウ．選挙や当選の効力に関する争訟において，誰が誰に対して投票したかを解明し，これを公表することは，選挙投票の全般にわたってその秘密を確保しようとする無記名投票制度の精神に反する。〔No.27〕

【第14問】（配点：2）

憲法第43条第1項の「全国民の代表」に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は、[No.28]）

ア．憲法第43条第1項は、国会が民意を反映すべき機関であると同時に、国民代表機関であることも意味する。

イ．各選挙区において選出された議員は、「全国民の代表」となるので、選挙区民から法的に責任を問われることはない。

ウ．議員が実質的には政党の媒介によってのみ国民代表者となり得るとする見解に立つと、党議拘束の慣行は、議員が「全国民の代表」であることと矛盾抵触する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第15問】（配点：2）

独立行政委員会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.29]）

ア．独立行政委員会が規則制定という準立法的作用を行うことは、国会を唯一の立法機関と定める憲法第41条に反するものではない。

イ．行政権は内閣に属すると定める憲法第65条により、独立行政委員会の職務全般に対しては、内閣の直接的な指揮監督権が及ぶ。

ウ．独立行政委員会が裁決や審決という準司法的作用を行うことは、たとえ前審であっても、全て司法権は裁判所に属する旨を定める憲法第76条第1項に反し、許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第16問】（配点：2）

司法権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.30]）

ア．下級裁判所は、最高裁判所が制定した裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則に拘束されるから、最高裁判所が、下級裁判所の裁判官に対して、具体的事件について、どのような判断を行うべきか指示することも許される。

イ．裁判官の職権の独立は、裁判に対して不当な影響を与えるおそれのある一切の外部的行為の排除を要求するが、一般国民やマスメディアによる裁判内容の批判は、表現の自由の行使の一場面であるから許される。

ウ．国政調査権は議院にとって重要な権能であるが、司法権の独立の観点からして、具体的事件について、その判決の事実認定や量刑が適切かどうかを調査することは、国政調査権の範囲を逸脱するものであり、許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第17問】（配点：2）

裁判所が違憲とした議員定数配分規定に基づいて行われた選挙の効力に関する次のアからウまでの各記述について、正しいもの全てを挙げた組合せを、後記1から7までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.31】）

- ア．一般的な法の基本原則に基づくものとして事情判決の法理を適用して、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめるのは、当該選挙を無効とすることによって憲法が所期していない結果を生じることを回避するためである。
- イ．定数配分規定の違憲判断を選挙の効力と結び付けず、訴訟が提起された選挙区選挙だけを無効とする手法は、投票価値が不平等であるとされた選挙区からの代表者がいない状態で定数配分規定の是正が行われるという問題がある。
- ウ．定数配分規定の違憲判断を選挙の効力と結び付けない判決の将来効の法理は、再選挙を執行することが事実上不可能であることや、事情判決を繰り返すことによって生じる司法審査制自体への弊害という問題にも対処しようとするものである。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. アウ 6. イウ 7. アイウ

【第18問】（配点：3）

憲法の定める租税法律主義に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.32】から【No.34】）

- ア．租税の賦課は法律又は法律の定める条件によらなければならないが、条例は公選の議員で組織する議会の議決を経て制定される自治立法であるから、一定の範囲内で条例による租税の賦課徴収ができる。【No.32】
- イ．課税の根拠法律があるにもかかわらず長年にわたり課税されなかった物については、非課税の慣習法が成立しているとみるべきであるから、新たにその物に課税することは、それがその根拠法律の正しい解釈に基づくものであるとしても、租税法律主義に反する。【No.33】
- ウ．租税法律主義は、社会全体に対する財やサービスを提供するための資金を租税として強制的に徴収する場合について規定したものであるから、個人への給付に対する反対給付としての性質を有する保険料等については適用がなく、また、その趣旨も及ばない。【No.34】

【第19問】（配点：3）

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、aの見解とbの見解が両立する場合には1を、両立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.35】から【No.37】）

- ア． a． 憲法第29条第2項は、財産権の内容を法律で定める旨規定しているから、法律で個別的な委任がある場合を除いて、条例で規制することはできない。
b． 財産権は全国的な取引の対象となる点で取引の安全を図る必要があるため、その規制は国の事務に属するが、地方的な特殊な事情があれば条例によっても規制できる。【No.35】
- イ． a． 憲法第95条が地方自治特別法に住民の過半数の同意を求めるのは、特定の地方公共団体の本質に関わるような不利益な特例を設けることを防止する趣旨である。
b． 憲法第95条は、国会の単独立法権の例外を認めるもので、地方公共団体が独自の条例を制定する権限を有することの根拠規定の一つである。【No.36】
- ウ． a． 憲法第94条の「行政の執行」には租税の賦課・徴収が含まれているから、憲法は抽象的には地方公共団体の課税権を承認している。
b． 地方自治法第223条が、地方公共団体は「法律の定めるところ」により地方税を賦課徴収できると定めているのは、地方公共団体独自の課税権を承認する趣旨である。【No.37】

〔第20問〕（配点：3）

条約に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.38〕から〔No.40〕）

- ア．国家間の合意には、条約のほか、協定、取極、規約、憲章、議定書など様々な名称のものがあり、その締結には常に国会の承認を必要とする。〔No.38〕
- イ．条約の効力は憲法の効力に優位するとの見解によれば、条約締結権に関する憲法の規定は、条約の効力の根拠を定めたものではないことになる。〔No.39〕
- ウ．国会の条約修正権を肯定する見解も、修正議決に従った内容の条約を締結するためには相手国との再交渉を必要とする。〔No.40〕

〔第21問〕（配点：3）

国土交通大臣は、道路占用許可（以下「許可」という。）について、道路法及び同法第33条第1項に基づく政令の定めよりも具体的に許可の基準を示す通知（以下「本件通知」という。）を策定した。そして、本件通知を、道路管理者として許可を行う権限を有する各地方整備局長、各都道府県知事、及びその他の行政庁に発出した。各地方整備局は、国土交通省に置かれる行政機関（地方支分部局）である。許可の基準を定める政令及び本件通知に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.41〕から〔No.44〕）

（参照条文）道路法

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一～七 （略）

2～5 （略）

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、（中略）政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項（中略）の許可を与えることができる。

2 （略）

- ア．仮に、許可の基準を政令で定める旨の、道路法第33条第1項におけるような明文の規定が法律になれば、許可の基準を政令で定めることは認められない。〔No.41〕
- イ．各地方整備局長は、本件通知の内容を、許可に係る行政手続法上の審査基準として公にすることができる。〔No.42〕
- ウ．私人が各地方整備局長に対し、本件通知に具体的に定められていない事情を理由に許可を求めることは、平等原則及び信義則に反し認められない。〔No.43〕
- エ．本件通知は、その内容が道路法に違反していなければ、下級行政庁である各都道府県知事に対する通達として、各都道府県知事を拘束する。〔No.44〕

【第22問】（配点：2）

行政処分に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は、[No.45]）

ア．青色申告に係る法人税の更正処分における附記理由不備の瑕疵は、後日これについての審査請求に対する裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではない。

イ．原子炉の周辺住民が、人格権に基づき原子炉設置の差止めを求める民事訴訟を提起するには、あらかじめ原子炉設置許可の取消し又は無効確認の判決を得ておく必要がある。

ウ．行政庁は、自らのした行政処分が当初から違法であったことを後日認識したときは、取消しを認める旨の明文規定の有無を問わず、また、争訟を裁断する行政処分であっても、当該行政処分を自ら取り消すことができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第23問】（配点：2）

行政手続法第2章の「申請に対する処分」に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は、[No.46]）

ア．行政手続法第6条に定める標準処理期間には、申請が形式上の要件に適合しない場合の当該申請の補正に要する期間は含まれず、適法な申請の処理に要する期間のみが含まれる。

イ．行政手続法第7条に定める「申請がその事務所に到達したとき」とは、当該申請を取り扱うこととされている事務所の職員により、受付印を押印する等、申請を受領した旨の意思が表示された時点をいう。

ウ．申請期間を徒過していることを根拠に、申請を不適法として拒否処分を行う場合には、申請者に対して、行政手続法第8条に基づき当該処分の理由を示す必要はない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第24問〕（配点：3）

行政裁量に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.47〕から〔No.50〕）

- ア．処分を行う行政庁に裁量権が認められる場合でも、当該行政庁は、理由なく特定の個人を差別的に取り扱い不利益を及ぼす自由を有するものではなく、この意味において、行政庁の裁量権には一定の限界がある。〔No.47〕
- イ．処分を行う行政庁に裁量権が認められる場合には、処分が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用に当たるものでない限り、処分の理由の提示に不備があったとしても、そのことを理由として処分が違法とされることはない。〔No.48〕
- ウ．規制を目的とする不利益処分について、処分の根拠法令が処分を行うか否かの点で行政庁に効果裁量を認めている場合には、処分を行わないという行政庁の不作为が違法となることはない。〔No.49〕
- エ．処分の根拠法令が、処分要件該当性の判断について行政庁に要件裁量を認めている場合には、事実認定について行政庁に裁量が広く認められる。〔No.50〕

〔第25問〕（配点：3）

行政指導に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.51〕から〔No.54〕）

- ア．度を越えた圧力による行政指導が行われた場合には、実際に行政指導に従わなかったときでも、精神的苦痛による損害に係る賠償請求が可能となることがある。〔No.51〕
- イ．最高裁判所の判例によれば、申請に対する処分を留保されたままでの行政指導には応じられないことを真摯かつ明確に意思表示した行政指導の相手方に対して、行政指導を継続しているという理由でなお処分を留保しても、処分の留保が違法とは評価されない場合がある。〔No.52〕
- ウ．行政手続法によれば、口頭で行政指導を行う場合には、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示す必要はなく、行政指導の相手方からこれらを記載した書面の交付を求められたときに、当該行政指導に携わる者がこれらを記載した書面を交付すれば足りる。〔No.53〕
- エ．行政手続法の行政指導に関する規定には、地方公共団体の機関が行う行政指導にも適用されるものがある。〔No.54〕

【第26問】（配点：2）

行政主体が当事者となる契約に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までのの中から選びなさい。（解答欄は、[No.55]）

ア．市が市営の老人福祉施設を民間事業者に移管するために、施設の資産の譲渡先としてその運営を引き継ぐ事業者を公募したが、応募者に対して市長が「決定に至らなかった」旨の通知を行った場合、当該通知は、法令に基づかずに行った公募の応募者に対し、その者を相手方として契約を締結しないこととした事実を告知するものにすぎないから、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

イ．地方公共団体が公共工事の指名競争入札に参加させようとする者を指名するに当たり、地元企業か否かを考慮することは、価格の有利性確保という入札制度の趣旨とは無関係の観点を考慮に入れるものであるから、許されない。

ウ．水道事業を営営する地方公共団体が水道料金を定めるに当たり、当該地方公共団体の住民基本台帳に記録されていない別荘に係る給水契約者とそれ以外の給水契約者との間で基本料金に差異を設けることは、平等原則に反し、許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第27問】（配点：3）

甲市は、条例（以下「本件条例」という。）により、(1)甲市内においてパチンコ店の建築をしようとする者は市長の同意を得なければならないこと、(2)市長は、商業地域以外の用途地域においては、上記の同意をしないものとする、及び、(3)市長は、上記の同意を得ないでパチンコ店の建築をしようとする者に対し、建築の中止等の命令を発することができることを定めていた。ただし、上記命令の違反に対する罰則は、定められていなかった。Aは、パチンコ店を建築しようとして、本件条例に基づく建築の同意を申請したが、甲市長Bは、建築予定地が準工業地域に属することから、本件条例に基づき、不同意とした。しかし、Aが建築工事に着手したため、Bは、本件条例に基づき、建築工事中止命令（以下「本件命令」という。）を発した。これに対し、Aが工事を続行したため、甲市は、Aを相手取って、工事の続行禁止を求める民事訴訟（以下「本件訴え」という。）を提起した。

この事案に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に[No.56] から [No.59]）

ア．本件命令は行政指導の性質を有するにすぎず、そもそも法的強制になじまないから、本件訴えは不適法である。[No.56]

イ．仮に、本件命令違反に対する罰則が本件条例に置かれている場合には、Bは、行政代執行法に基づく代執行により、本件命令に基づく義務の履行を確保することができる。[No.57]

ウ．仮に、本件命令違反に対する執行罰の規定が本件条例に置かれている場合には、Bは、Aに対して執行罰としての過料を課すことにより、本件命令に基づく義務の履行を確保することができる。[No.58]

エ．本件訴えは、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものではないから、法律上の争訟に当たらない。[No.59]

〔第28問〕（配点：3）

Aは、海岸保全区域に当たる海岸で、海岸管理者であるB県知事の許可を受けずに、レジャー施設（以下「本件施設」という。）を設置しており、更に本件施設を拡張しようとしている。これに対し、B県知事は、海岸法（以下「法」という。）第12条により本件施設の除却を求める処分（以下「本件監督処分」という。）、及びAが本件監督処分に従わない場合の代執行（以下「本件代執行」という。）を含めて、様々な措置を執ることを検討している。Aに対し執ることが想定される措置に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.60〕から〔No.63〕）

（参照条文）海岸法

第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（中略）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下（中略）第12条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占有しようとするときは、（中略）海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 （略）

第11条 海岸管理者は、（中略）第7条第1項（中略）の規定による許可を受けた者から占有料（中略）を徴収することができる。（以下略）

第12条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して（中略）他の施設等の（中略）除却（中略）を命ずることができる。

一 第7条第1項（中略）の規定に違反した者

二・三 （略）

2～10 （略）

第41条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第7条第1項の規定に違反して海岸保全区域を占有した者

二・三 （略）

ア．Aが本件代執行に現場で抵抗する場合に、B県知事が抵抗を排除するために執り得る措置を定める規定は、行政代執行法に置かれていない。〔No.60〕

イ．最高裁判所の判例によれば、本件監督処分を準備する調査を担当して本件施設に係る情報を収集したB県の職員が、Aを法第41条第1号の罪について刑事告発することは認められない。

〔No.61〕

ウ．B県が、法第7条第1項に違反したAから、法第11条の占有料に相当する金額を、法のこれらの規定に基づく行政上の秩序罰として徴収することはできない。〔No.62〕

エ．最高裁判所の判例によれば、B県が、占有保全の訴えを提起して、Aによる本件施設の拡張を予防することはできない。〔No.63〕

【第29問】（配点：3）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

（解答欄は、アからエの順に [No.64] から [No.67]）

ア．情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするものであるから、行政文書の開示請求権は、外国人には認められていない。[No.64]

イ．情報公開法は、公にすることにより国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としているが、これは、この種の情報については、開示・不開示の判断に高度の政策的判断が伴い、また、国防、外交上の専門的、技術的判断を要するという特殊性があるため、行政機関の長の判断に裁量を認める趣旨である。

[No.65]

ウ．行政機関の長は、情報公開法に基づく開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものである場合、当該行政文書の開示の是非を判断することができないので、当該開示請求を却下することができる。[No.66]

エ．行政機関の長は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている行政文書を情報公開法第7条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、所在の判明している第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。[No.67]

（参照条文）情報公開法

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

〔第30問〕（配点：2）

原告適格に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ①の法令に関する説明を前提にした場合に、②の記述が最高裁判所の判例の内容として正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.68〕）

ア. ①建築基準法第59条の2第1項は、建築物の容積率制限、高さ制限に関し、一定規模以上の広さの敷地を有し、かつ、敷地内に一定規模以上の空地を有する場合においては、安全、防火等の観点から支障がないと認められることなどの要件を満たすときに限り、これらの制限を緩和することを認めている。②この規定は、建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解されるから、同条第1項の総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、当該許可の取消しを求める原告適格を有する。

イ. ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第4条第2項第2号は、風俗営業の許可の基準につき、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例（以下「施行条例」という。）で定める地域内に営業所があるときは風俗営業の許可をしてはならないと定め、法の委任を受けて規定された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条第1号イの規定は、「住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域」を風俗営業の制限地域とすべきことを基準として定めている。②これらの規定から、法の風俗営業の許可に関する規定が一般的公益の保護に加えて個々人の個別的利益をも保護すべきものとする趣旨を含むことを読み取することは困難であり、施行令第6条第1号イの規定は、専ら公益保護の観点から基準を定めていると解するのが相当である。そうすると、上記の基準に従って規定された施行条例が定める地域に住居する者は、風俗営業の許可の取消しを求める原告適格を有するとはいえない。

ウ. ①自転車競技法（平成19年法律第82号による改正前のもの）第4条第2項は、場外車券発売施設につき、申請に係る施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める基準に適合する場合に限りその許可をすることができる旨定め、これを受けて規定された自転車競技法施行規則（平成18年経済産業省令第126号による改正前のもの）第15条第1項第1号は、上記の基準として、学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設（以下、これらを併せて「医療施設等」という。）から相当の距離を有し、文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがないこと（以下、この基準を「位置基準」という。）を定めている。②一般に、場外車券発売施設が設置、運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通、風紀、教育など広い意味での生活環境の悪化であって、基本的には公益に属する利益というべきである。そうすると、医療施設等の開設者は、位置基準を根拠として当該施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有するとはいえない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第31問〕（配点：3）

取消訴訟の審理に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.69〕から〔No.72〕）

- ア．処分について審査請求をすることができる場合であっても、法律に特段の定めのない限り、直ちに処分の取消しの訴えを提起することができる。〔No.69〕
- イ．処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合、これらの訴えは併合して提起しなければならない。〔No.70〕
- ウ．処分の根拠法令が裁決主義を採用している場合には、裁決の取消しの訴えにおいて原処分の違法を主張することができる。〔No.71〕
- エ．建築基準法上の指定確認検査機関による建築確認処分の取消しの訴えにおいては、当該機関を指定した国土交通大臣又は都道府県知事の所属する国又は地方公共団体が被告となる。〔No.72〕

〔第32問〕（配点：3）

行政事件訴訟の審理に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.73〕から〔No.76〕）

- ア．数名の者が共同訴訟人として処分の取消しの訴えを適法に提起することができるのは、訴訟の目的がそれらの者について合一にのみ確定すべき場合に限られる。〔No.73〕
- イ．処分の取消しの訴えを提起するに当たっては、同一の被告に対する民事訴訟であれば、これを適法に併合して提起することができる。〔No.74〕
- ウ．処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えを適法に提起した後、原告は、法令に特別の定めがある場合を除き、口頭弁論の終結に至るまで、当該処分の取消しの訴えをこれに併合して適法に提起することができる。〔No.75〕
- エ．法令に基づく申請に対し相当の期間内に何らの処分がされないとして義務付けの訴えを提起する場合には、当該処分に係る不作為の違法確認の訴えをこれに併合して提起しなければならない。〔No.76〕

【第33問】（配点：2）

在外日本人である原告らが、①平成10年法律第47号による改正前の公職選挙法が、原告らに衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙における選挙権の行使を認めていなかったことが違法であることの確認、②同改正後の公職選挙法が、原告らに衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙における選挙権の行使を認めていないことが違法であることの確認及び③原告らが今後直近に実施される上記②の各選挙において選挙権を行使する権利を有することの確認を求める各訴えに関する最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号2087頁）についての次のアからウまでの各記述のうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.77]）

ア. この判決は、上記①の訴えは、過去の法律関係の確認を求めるものであって、確認の利益を欠くから、不適法であるとした。

イ. この判決は、上記②の訴えは、抽象的に立法不作為の違法確認を求めるものであって、法律上の争訟に当たらないから、不適法であるとした。

ウ. この判決は、上記③の訴えが適法であると判断するに当たり、選挙権は侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものであることを考慮している。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第34問】（配点：3）

A市の住民であるXは、A市の職員が公金の支出の手續においてした財務会計上の行為に問題があると考え、地方自治法の規定に基づき住民監査請求をすること及び住民訴訟を提起することを検討している。このような事例に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.78] から [No.81]）

ア. 住民監査請求において、Xは、当該財務会計上の行為が違法なものであることのみを主張することができ、それが不当なものであると主張することはできない。[No.78]

イ. Xは、事案の重要性その他の事情によっては、住民監査請求をすることなく、適法に住民訴訟を提起することができる。[No.79]

ウ. Xは、住民監査請求をし監査の結果の通知を受けた場合において、一定の期間内でなければ、適法に住民訴訟を提起することができない。[No.80]

エ. 住民訴訟において、Xは、当該財務会計上の行為が違法なものであることのみを主張することができ、それが不当なものであると主張することはできない。[No.81]

〔第35問〕（配点：2）

仮の救済に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.82〕）

ア．処分の取消しの訴えの提起があった場合において、当該処分についての執行停止の申立ての管轄裁判所は、当該本案の係属する裁判所である。

イ．裁判所による確定した仮の義務付けの決定に基づいて行政庁が処分をした場合において、裁判所は、事情が変更したときは、当該決定における相手方の申立てにより、当該決定を取り消すことができる。

ウ．裁判所による仮の差止めの決定は、第三者に対しても効力を有する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第36問〕（配点：2）

国家賠償に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.83〕）

ア．A県警察の警察官がいわゆる交通犯罪の捜査を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合においては、A県だけではなく、原則として、国もまた、国家賠償法第1条第1項に基づいて損害賠償責任を負う。

イ．国立公園内にB県が設置した周回路におけるかけ橋の設置管理の瑕疵により、観光客がかけ橋から足を踏み外して転落し重傷を負った場合、国は、B県に対する補助金の交付によりかけ橋の設置費用の2分の1近くを負担していたとしても、法律上の設置費用負担義務を負っていないければ、国家賠償法に基づいて損害賠償責任を負うことはない。

ウ．社会福祉法人Cの設置する児童養護施設に、児童福祉法に基づくD県の措置により入所した児童が、施設の職員Eの養育監護上の過失によって、他の入所児童から暴行を受けて負傷した場合であって、Eの養育監護行為が、国家賠償法第1条第1項の適用上、県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為とされるときには、E個人が民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないのみならず、使用者であるCも同法第715条に基づく損害賠償責任を負わない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第37問】（配点：2）

損失補償に関する次のアからエまでの各記述は、最高裁判所の判例の内容を示したものである（かぎ括弧内の記述は、最高裁判所の判例の原文をそのまま抜き出したものである。）。4つのうち、損失補償の要否の判断に影響を及ぼした主要な要素が他の判例と最も異なっているものを1つ、後記1から4までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.84]）

ア。「鉱業法六四条の定める制限は、鉄道、河川、公園、学校、病院、図書館等の公共施設及び建物の管理運営上支障ある事態の発生を未然に防止するため、これらの近傍において鉱物を採掘する場合には管理庁又は管理人の承諾を得ることが必要であることを定めたものにすぎず、この種の制限は、公共の福祉のためにする一般的な最小限度の制限であり、何人もこれをやむを得ないものとして当然受忍しなければならないものであつて、特定の人に対し特別の財産上の犠牲を強いるものとはいえないから、同条の規定によつて損失を被つたとしても、憲法二九条三項を根拠にして補償請求をすることができないものと解するのが相当である。」

イ。奈良県ため池の保全に関する条例は、「災害を防止し公共の福祉を保持するためのものであり、その四条二号は、ため池の堤とうを使用する財産上の権利の行使を著しく制限するものではあるが、結局それは、災害を防止し公共の福祉を保持する上に社会生活上已むを得ないものであり、そのような制約は、ため池の堤とうを使用し得る財産権を有する者が当然受忍しなければならない責務というべきものであつて、憲法二九条三項の損失補償はこれを必要としないと解するのが相当である。」

ウ。公有行政財産である土地について建物所有を目的とし期間の定めなくされた使用許可が当該行政財産本来の用途又は目的上の必要に基づき将来に向かって取り消された事案においては、「公有行政財産たる土地につき使用許可によつて与えられた使用権は、それが期間の定めのない場合であれば、当該行政財産本来の用途または目的上の必要を生じたときはその時点において原則として消滅すべきものであり、また、権利自体に右のような制約が内在しているものとして付与されているものとみるのが相当である」から、使用権者は、特別の事情のない限り、その取消しによる土地使用権喪失についての補償を求めることはできない。

エ。道路法70条1項による「補償の対象は、道路工事の施行による土地の形状の変更を直接の原因として生じた隣接地の用益又は管理上の障害を除去するためにやむを得ない必要があつてした前記工作物の新築、増築、修繕若しくは移転又は切土若しくは盛土の工事に起因する損失に限られると解するのが相当である。したがつて、警察法規が一定の危険物の保管場所等につき保安物件との間に一定の離隔距離を保持すべきことなどを内容とする技術上の基準を定めている場合において、道路工事の施行の結果、警察違反の状態を生じ、危険物保有者が右技術上の基準に適合するように工作物の移転等を余儀なくされ、これによつて損失を被つたとしても、それは道路工事の施行によつて警察規制に基づく損失がたまたま現実化するに至つたものにすぎず、このような損失は、道路法七〇条一項の定める補償の対象には属しないものというべきである。」

1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ

【第38問】（配点：2）

行政不服審査に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.85]）

ア．行政庁の不作为についての不服申立てに関しては不服申立期間の制限がなく、不作为状態の続く限りいつでも申立てが可能である。

イ．処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなされる。

ウ．処分庁の上級行政庁である審査庁は、処分庁に対する一般的指揮監督権を有するから、裁決で当該処分を審査請求人の不利益に変更することもできる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第39問】（配点：3）

普通地方公共団体の活動の規律に係る地方自治法の定めに関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.86] から [No.89]）

ア．普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがない限り、権利の放棄を行う場合、議会の議決を要する。[No.86]

イ．普通地方公共団体は、執行機関である長に対する諮問機関として、地方自治法の定める委員会及び委員を置かなければならない。[No.87]

ウ．普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがない限り、公の施設の設置及び管理に関する事項を、条例で定めなければならない。[No.88]

エ．各大臣は、担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正のため必要な措置を講ずるように求めることができる。[No.89]

【第40問】（配点：2）

独立行政法人に関する次のアからウまでの各記述について、法令に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.90]）

ア．独立行政法人とは、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業ではあるが、民間の主体に委ねても実施されることが十分に期待されるものについて、これを効率的かつ効果的に実施させることを目的として設立される法人をいう。

イ．何人も、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の定める要件を満たす場合には、独立行政法人の保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

ウ．独立行政法人の行う業務は、いずれも高い公共性を有するものであるから、全ての独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とされている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |